

「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入します

問合せ 総務人権推進課庶務人権担当



手続き方法
などはこちら

近年、性の多様性について、社会の関心が高まってきているものの、性的少数者への理解は十分とは言えず、生きづらさや生活の困難さを抱えている人も少なくありません。

このことから、性的少数者に関する理解が進み、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと生活できる社会の実現を目指すため、「鶴ヶ島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を4月1日から導入します。

市民・事業者へのお願い

本制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓された方のパートナーや家族としての関係を尊重し、市として尊重するものです。この趣旨を十分にご理解いただき、本制度利用者が婚姻などしている方と同じ様に自分らしく生き生きと生活できる社会が実現するように、ご協力をお願いします。

パートナーシップ制度

制度概要

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方または双方が性的少数者(※)である2人が、市長に対してパートナーであることを宣誓する制度

対象者

- (1) 一方または双方が性的少数者であること
- (2) 成年に達していること
- (3) 双方が鶴ヶ島市民であること
※ 3か月以内の転入予定も含む
- (4) 配偶者がいないこと
- (5) 他の方とパートナーシップにないこと
- (6) お互いが近親者でないこと

ファミリーシップ制度

制度概要

パートナーシップの宣誓をする方に子どもなどがいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができる制度

対象者

- (1) パートナーシップにある方の一方または双方の子(実子または養子)を含めた近親者であること
- (2) パートナーシップにある方の一方または双方がファミリーシップ対象の子どもなどと生計が同一であること

※ 性的少数者とは

自己の性別についての認識が戸籍上の性別と異なる方および恋愛感情または性的関心の対象となる性別についての指向が異性のみでない方

新型コロナウイルス感染症にかかる 保険税・保険料の減免を終了します

問合せ先 保険年金課保険賦課担当

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などにかかる国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免制度は、令和4年度末をもって終了となります。ただし、次の内容に該当する場合、減免の対象となる場合があります。

国民健康保険税

令和4年度末に国民健康保険の資格を取得したことなど

新型コロナウイルス感染症により、令和4年度相当分の国民健康保険税について、令和5年4月以後に納期限が到来する場合

後期高齢者医療保険料

令和4年度末に後期高齢者医療制度の資格を取得したことなどにより、令和4年度相当分の後期高齢者医療保険料について、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する場合

新型コロナウイルス感染症にかかる 傷病手当金の適用期間を5月7日で終了します

問合せ先 保険年金課保険給付担当

支給対象

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で、次の要件を満たす方

- ・令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われ、その療養のため仕事を休んだ方
- ・勤務先から給与などの支払いを受けている方で、療養のため仕事を休んだ期間の給与などが支給されない方

※ 給与収入の全部または一部を支払いを受けている間は、傷病手当金を支給できません。なお、その給与収入が、傷病手当金より少ないと

きは、差額を支給します

適用期間

療養のため連続して仕事を休んだ期間のうち4日目以降(入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

- ※ 適用期間は、令和5年5月7日までです
- ※ 申請期限は、労務に服することのできなかった日から2年です

申請方法

事前に電話でお問い合わせください。なお、事業主の証明書が必要となります。



国民健康保険



後期高齢者医療保険

住宅の耐震診断・耐震改修に補助金を交付

問合せ先 都市計画課開発建築担当

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建住宅または兼用住宅

※ 耐震改修は、耐震診断による安全性評価が1・0未満の建築物

補助金額(予算の範囲内)

【耐震診断】 費用の2分の1で上限5万円

【耐震改修】 費用の100分の23で上限20万円

着手前にお問い合わせを!

補助金の交付には条件がありますので、必ず耐震診断・耐震改修の実施前にお問い合わせください。すでに着手された方は補助対象外です。

国民健康保険の加入・喪失の届出はお早めに

問合せ先 保険年金課保険資格担当

国民健康保険の加入や喪失の際は、届出をお願いします。職場の健康保険などに加入している方や、生活保護を受けている方を除く74歳以下のすべての人が、安心して医療を受けられるように加入することになっています。

加入の届出

会社の健康保険を辞めたり被扶養者でなくなったときは、国民健康保険の加入の届出が必要です。届出が遅れると国民健康保険の加入日にさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

届出に必要なもの

①会社の健康保険を喪失した証明書 ②マイナンバーカードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの) ※ ①③ともに国保加入者全員分

入者全員分) ③運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真付きの証明書)

喪失の届出

会社の健康保険に加入したり被扶養者になったときは、国民健康保険の喪失の届出が必要です。届出がないと国民健康保険税が課税されたままになります。また、会社の保険に加入した後、国民健康保険の保険証で受診した場合、市で負担した医療費を返還していただきます。

届出に必要なもの

①国民健康保険の保険証など交付書類 ②会社の保険証 ③マイナンバーカードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの) ※ ①③ともに国保加入者全員分

産前産後期間の国民年金保険料免除制度をご存じですか？

問合せ先 保険年金課保険資格担当

国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めた期間として扱われるため将来の受給額に反映されます。

産前産後期間は保険料が免除されますが、付加保険料(400円)は納付することができます。また、すでに保険料を前納された場合、この期間の保険料は還付となります。

※「出産」とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)

対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

※ 第2号被保険者(厚生年金加入者)は勤務先へお申し出ください

免除期間

・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

申請窓口

保険年金課(市役所1階)へ提出してください。郵送も可能です。出産予定日の6か月前から申請可能です(※1)。

出産日前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください(※2)。

また、出産後に提出する場合は不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合には、出産日などを明らかにする書類が必要です。

※1 届出用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードするか、保険年金課窓口でお渡しします

※2 郵送の場合は、出産予定日が確認できるページの写真を添付してください



日本年金機構
HPはこちら

「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合先 保険年金課保険資格担当

【学生納付特例に関するQ&A】

Q 2月で20歳になり、納付書が届きましたが未払いのままです。これから学生納付特例の申請はできますか？

A 学生納付特例は2年1か月までさかのぼって申請することができます。しかし、申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害年金を受けられなくなる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

Q 学生納付特例は一度申請すれば卒業するまで継続しますか？

A 年度ごとに申請する必要があります。令和4年度に学生納付特例を承認された方で令和5年度中も在学予定の方には、日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を返送することでも申請ができます。

Q 学校が変わったときもハガキ形式の申請書で手続きできますか？

A 大学院に進学する場合や短期大学から4年制大学に編入する場合など学校が変わったときは、ハガキ形式の申請書では手続きできません。

Q 学生ではなくなったときはどうなりますか？

A 卒業などで学生ではなくなり国民年金に加入している場合、学生納付特例は終了します。また、収入がなく、国民年金保険料を納めることが難しいときは、国民年金保険料を免除または猶予する制度があります。市役所または年金事務所へ申請書を提出してください。また、郵送による提出もできますのでご利用ください。

Q 3月で卒業し、4月から勤務先で厚生年金に加入しましたが、納付書が届きました。手続きする必要がありますか？

A 市役所などへの届出は必要ありません。納付書は行き違いにより届いたものですので、納付せず破棄してください。

Q 追納の手続きはどのようにすればよいのですか？

A 国民年金保険料追納申込書に必要事項を記入し、年金事務所に申請すると、後日追納用の納付書が届きますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、国民年金保険料追納申込書の取得方法は以下のいずれかのとおりです。

- ・年金事務所へ電話して取り寄せる。
- ・日本年金機構のホームページからダウンロードする。
- ・市役所の保険年金課窓口で受け取る。



学生特例の詳細はこちら

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の学生や自営業などの方は国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。ただし、学生は納付が困難な場合、本人の前年所得が基準以下であれば、保険料の納付義務が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度は承認されることで、納付猶予となった期間が年金の受給資格期間(※)に含まれることとなりますので、将来への大切な備えとなります。また、納付猶予となった期間は将来の年金額には反映されません。

が、猶予された期間の保険料は、承認されてから10年以内に納付(追納)することによって、将来受け取る年金額に反映させることができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、早めの追納をおすすめします。

なお、納付した保険料は所得税、住民税の社会保険料控除対象となります。

※ 将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な保険料納付済期間など(10年以上)のこと

対象者	大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在籍している学生 ※ 所得が128万円+扶養親族数×38万円+社会保険料控除などを計算した額以下である方		
申請方法	年度ごとに市役所または年金事務所の窓口で申請書を提出(郵送による提出も可)		
申請に必要なもの	①本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ※ 代理人が来庁する場合は代理人の本人確認書類(別世帯の代理人の場合は委任状) ②基礎年金番号通知書または年金手帳 ③申請年度に有効な学生証(※コピー可)または在学証明書(原本) ※ 裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合には表面と裏面の両方のコピーが必須 ④申請書(市役所保険年金課の窓口を設置、または左記の二次元コードからダウンロードできます)		
学生納付特例	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
	○	×	○

公務員の方の児童手当のご案内

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和5年4月1日付けで公務員になった方(独立行政法人に出身した方を含む)や公務員を退職した方は、4月30日(日)までに市と勤務先での手続きが必要です。市での手続きは、こども支援課窓口のほか、マイナポータルでのオンライン申請も可能です。

**市での手続き
公務員になった方**

受給事由消滅の届出が必要です。

公務員を退職する方

児童手当などの受給資格および児童手当の額についての認定請求が必要です。受給者名義の口座番号などが分かるもの、父母のマイナンバーが分かるもの、受給者の保険証(3歳未満の児童を養育している場合のみ)をご用意ください。

勤務先での手続き

勤務先にご確認ください。

前納がお得です！令和5年度国民年金保険料

問合せ先 保険年金課保険資格担当

令和5年4月からの国民年金保険料は、月額1万6520円です。日本年金機構から送付される納付書には、6か月および1年前納用も同封されています。国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きが適用されお得です。

※ 口座振替、クレジットカードによる令和5年4月からの前納は、令和5年2月末日で受付を終了しました

現金(納付書)による2年前納を希望する方は、年金事務所にお申し出ください。申請書をお送りします。また、日

【納付書での前納の場合】

区分	保険料額	割引額
6か月前納	9万8130円	810円
1年前納	19万4720円	3520円
2年前納	38万7170円	1万4830円



日本年金機構
HPはこちら

本年年金機構のホームページから申請書をダウンロードすることができます。

市では障害者手当などを支給しています

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

市では、次のような手当の支給を行っています。

①～③の手当の申請については、専用の診断書の提出が必要です。

① 特別障害者手当

対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。

手当額 月額2万7980円

※ 所得制限があります

② 障害児福祉手当

対象 20歳未満で身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aを持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

手当額 月額1万5220円

※ 所得制限があります

③ 特別児童扶養手当

対象 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳A、B、精神障害者保



健福祉手帳1・2級の一部の障害児を養育している方。ただし、障害児が施設入所中の方は、受けられません。

手当額 重度(手帳1級)月額5万3700円、中度(手帳2級)月額3万5760円

※ 所得制限があります

④ 在宅重度心身障害者手当

対象 65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳が1・2級、療育手帳A・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方(特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当の受給者、特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます)

手当額 月額5000円

※ 市県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります

春の全国交通安全運動を実施します

問合せ 生活環境課交通安全・防犯担当

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春の全国交通安全運動を実施します。

4月は新生活も始まり、何かとあわただしい時期です。慣れない生活の中で時間に追われることも多くなります。焦りや不安は、事故を引き起こす大きな要因となります。車や自転車を運転する際は、心にゆとりを持って、安全運転を心がけましょう。

一人ひとりが交通安全意識を持つことにより、交通事故の被害に遭いやすい高齢者や



子どもたちを、事故から守りましょう。

実施期間 5月11日(木)～20日(土)

市運動重点 歩行中および自転車乗車中の交通安全の推進

街頭指導

日時 4月1日(土)11時～

場所 運動公園(第39回桜まつり会場内)

競争入札参加資格審査申請の追加受付のご案内

問合せ 財政課契約担当

令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

入札参加資格の有効期間 令和5年8月1日～令和7年3月31日まで

建設工事など

受付期間 5月1日(月)～19日(金)

※ 既登録業者の追加申請は5月1日(月)～26日(金)

申請方法 関係書類を埼玉県

総務部入札審査課へ郵送(消印有効)

詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。

物品・その他

受付期間 5月1日(月)～31日(水)

申請方法 市役所へ原則郵送(消印有効)

詳細は、市ホームページをご覧ください。

監査委員は市の事務をチェックします

問合せ 監査委員事務局

種類	事務の内容	予定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているかを検査します	毎月
定例監査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します	10～2月
工事監査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査を実施します	随時
財政援助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します	10月
決算審査	一般会計および特別会計(国民健康保険特別会計など)の歳入歳出決算について、審査します	6・7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します	6月
財政健全化審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)およびその資料が適正に算定されているかを審査します	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査し、その結果を公表することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の

規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。

監査の種類は、監査計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。

※ 監査結果は、随時、ホームページへ掲載します

新しい民生委員・児童委員を 紹介します

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

4月1日付で厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介します。
担当区域・氏名
脚折第一・岩谷文洋さん
中新田一区、二区・浦井保男さん
民生委員・児童委員とは
地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアです。担当区域の見守りや、地域住民の方が抱える問題に

ついて身近な「相談相手」となり、内容に応じて適切な支援が受けられるよう行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。
また、民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとされています。



詳細はこちら

まちづくりポイントの交換内容を 一部変更します

問合せ先 地域活動推進課地域活動推進担当

市民の皆さんが市主催事業や市との協働事業に参加した場合に発行し、まちづくりポイントクーポン券やありがとう券、つるゴングッズなどの商品と交換したり、市民活動団体へ寄附したりすることが出来る「まちづくりポイント」の交換内容が一部変更になります。
つるゴンタオルセットの交換を終了します
つるゴンタオルセット(410ポイント)は、事業者の商品取扱中止により、在庫をもって終了します。
※ つるゴンフェイスタオル



つるゴンタオルセット

(360ポイント)は引き続き交換可能です
市民活動団体への寄附(下限額)が変わります
これまで10ポイントから寄附が可能でしたが、4月1日からは、200ポイント以上で寄附が可能となります。

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

問合せ先 女性センター ☎287・4755

4月は進学・就職などで若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期でもあります。性犯罪・性暴力の被害に遭った場合は、一人で悩まず、専門の機関に相談してください。被害の自覚がないこともあるため、身近な人が被害に遭っていると感じたら相談を勧めてください。性暴力の情報を社会全体で共有して、性暴力をなくしていきましょう。
巧妙な性暴力の口口に注意
SNSを利用した性被害
自撮り画像を勝手に掲載される、なりすました相手から性暴力を受けるといった被害が生じています。
レイブドラッグ
飲料などに混入させて、相手の意識や抵抗力を奪ったうえで性暴力をはたらくことを目的とする薬物の総称です。
JKビジネス
女子高校生による「散歩」や「マッサージ」などのサービスを売り物とする営業です。手軽なアルバイト感覚で働かせようとしますが、児童買春などの性犯罪に巻き込まれるケースも生じています。

・AV(アダルトビデオ)出演
強要
モデルなどのスカウトを装い、AV出演や性的行為を強要される被害が生じています。
「AV出演被害防止・救済法」について
「AV出演被害防止・救済法」は、AV出演被害の防止を図り、被害者の救済に資するため、性別・年齢を問わず、出演契約を無力化するルールなどを設けたものです。性的な撮影の被害は深刻な人権侵害です。少しでもおかしいと感じたら絶対にサインをしない、サインしてしまってもあきらめず、次の相談先に相談してください。
内閣府関連ページ
警察相談専用窓口
#9110
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891
性暴力に関するSNS相談
キュアタイム
Cure Time(チャット・メール相談。
外国語あり)

